



第78回 定時株主総会 招集ご通知

丸尾カルシウム株式会社

開催日時



2026年6月25日（木曜日）
午前10時

開催場所



兵庫県明石市魚住町西岡1455番地
当社 本社 事務棟 3階会議室

[末尾記載の株主総会会場のご案内図をご参照ください。]

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/4102/>



株主各位

証券コード 4102

2026年6月5日

兵庫県明石市魚住町西岡1455番地

丸尾カルシウム株式会社

代表取締役社長 丸尾治男

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4102/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「丸尾カルシウム」または「コード」に当社証券コード「4102」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2026年6月24日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | | |
|---|------|--|
| 1 | 日時 | 2026年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2 | 場所 | 兵庫県明石市魚住町西岡1455番地 当社 本社 事務棟 3階会議室 [末尾記載の株主総会会場のご案内図をご参照ください。] |
| 3 | 目的事項 | <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 会計監査人及び監査役会の第78期連結計算書類監査結果報告の件 <hr/> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>決議事項</p> <p>第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第9号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p> |

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

1. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
2. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
4. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

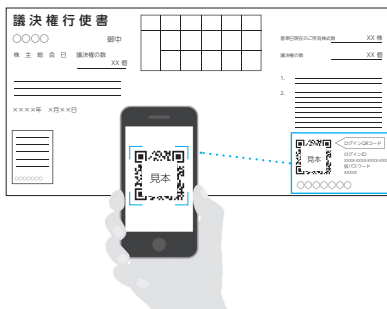
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

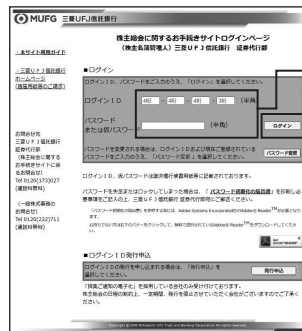
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様方への適正な利益還元を重視し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

また、当社は、本年10月をもちまして創業100周年を迎えることとなります。

これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の温かいご支援の賜物と、心より厚く御礼申しあげます。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして普通配当として30円、また、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、創業100周年記念配当として30円を加え、以下のとおり1株につき60円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたしたいと存じます。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円（普通配当30円、創業100周年記念配当30円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は127,946,040円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 2026年3月27日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役を選任し、かつ委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の実効性のさらなる向上を図ること及び監査等委員会と内部監査部門の連携の促進等を通じて監査体制の強化を図ること、並びに取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督の下、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を可能とすること等を目的として、現行の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な株主還元を実現するため、剰余金の配当等の決定を、従来株主総会の決議に加え取締役会の決議によっても行うことを可能とするための規定を新設し、本変更に伴い、現行定款第7条を削除するとともに、現行定款第38条に変更を加えるものです。
- (3) その他、上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

(下線部分に変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (機 関) | (機 関) |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> 3. <u>会計監査人</u> |
| 第5条 (条文省略) | 第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| 第6条 (条文省略) | 第6条 (現行どおり) |
| <u>(自己の株式の取得)</u> | <削除> |
| 第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> | |
| 第8条～第10条 (条文省略) | 第7条～第9条 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p> |
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める。</u></p> |
| <p>第3章 株主総会</p> | <p>第3章 株主総会</p> |
| <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> | <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> |
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> |
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u></p> | <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>7名以内とする。</u> 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> |
| <p><新設></p> | |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。但し、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。但し、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> |
| <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する<u>最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する<u>事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する<u>事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内</u>に終了する<u>事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> | |
| <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 代表取締役の選定は、<u>取締役会の決議</u>によって行う。</p> | <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その通知は会日の3日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の<u>必要がある</u>ときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p><新設></p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> | <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| <p>第29条 (条文省略)</p> | <p>第29条 (現行どおり)</p> |
| <p><新設></p> | <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p data-bbox="288 231 604 258">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p data-bbox="164 300 334 328"><u>(監査役の員数)</u></p> <p data-bbox="151 335 654 362">第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="164 405 379 432"><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p data-bbox="151 439 745 603">第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任し、その選任決議は、当社の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="164 645 258 672"><u>(任期)</u></p> <p data-bbox="151 680 745 777">第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="210 784 745 845">2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p data-bbox="164 887 334 914"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p data-bbox="151 922 745 982">第33条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p> <p data-bbox="164 1025 405 1052"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="151 1059 745 1156">第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="210 1164 745 1261">2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p data-bbox="938 231 1183 258">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="1010 300 1108 328"><削除></p> <p data-bbox="1010 405 1108 432"><削除></p> <p data-bbox="1010 645 1108 672"><削除></p> <p data-bbox="1010 887 1108 914"><削除></p> <p data-bbox="1010 1025 1108 1052"><削除></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p><u>(報酬等)</u> 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p><削除></p> |
| <p><u>(監査役の責任限定契約)</u> 第36条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p><削除></p> |
| <p><新設></p> | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> |
| <p><新設></p> | <p>第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |
| <p><新設></p> | <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> |
| <p><新設></p> | <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p><新設></p> | <p>2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p><新設></p> | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> |
| <p><新設></p> | <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p data-bbox="359 231 532 258">第6章 計 算</p> <p data-bbox="149 300 399 328">第37条 (条文省略)</p> <p data-bbox="399 370 492 397"><新設></p> <p data-bbox="167 576 568 603">(期末配当金並びに中間配当金の支払)</p> <p data-bbox="149 612 745 742">第38条 当社は、毎年3月31日を基準日として、株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、<u>期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p data-bbox="210 749 745 879">2 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="210 887 745 1017">3 前2項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> | <p data-bbox="973 231 1146 258">第6章 計 算</p> <p data-bbox="765 300 1038 328">第34条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="780 370 1090 397"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p data-bbox="765 405 1359 535">第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p data-bbox="780 576 1038 603"><u>(剰余金配当の基準日等)</u></p> <p data-bbox="765 612 1359 674">第36条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="825 749 1359 811">2 当社の<u>中間配当の基準日</u>は、毎年9月30日とする。</p> <p data-bbox="825 887 1359 1017">3 前2項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> |

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| | |
|------------|----------------------|
| 候補者番号 | まる お はる お |
| 1 | 氏名 丸尾 治男 |
| 再任 | (生年月日) (1957年9月14日生) |
| 所有する当社株式の数 | 167,447株 |

取締役候補者とした理由

2019年4月から代表取締役社長を務め、当社グループ製品の品質向上、顧客重視の企業構築や収益力強化のための施策に取り組み、また、働いて楽しい会社作りを提唱し、職場環境の整備を推進してまいりました。これまでの代表取締役社長としての実績や経験を踏まえ、当社グループ全体の経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | |
|---------|----------------------------|
| 1999年6月 | 当社入社 |
| 2001年6月 | 当社取締役 |
| 2002年4月 | 当社東京営業所長 |
| 2005年4月 | 当社営業本部長 当社営業企画部長 |
| 2005年6月 | 当社常務取締役 |
| 2013年4月 | 当社管理本部長兼財務部長 |
| 2018年4月 | 当社専務取締役 |
| 2019年4月 | 当社代表取締役社長（現任） |
| 2021年4月 | 当社関係会社管掌（現任） （重要な兼職の状況） |
| | 九州カルシウム株式会社 代表取締役社長 |
| | 中国砒業株式会社 代表取締役社長 |

候補者番号

2

再任

ふか つ ひで お
氏名 **深津秀郎**
(生年月日) (1964年6月9日生)

所有する当社株式の数 35,300株

取締役候補者とした理由

営業部門を中心に当社業務の豊富な知識と経験を有しており、これまでの専務取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年4月 アスモ株式会社（現 株式会社デンソー）入社
1994年4月 当社入社
2003年4月 当社営業本部営業開発第二部長
2005年9月 当社営業本部営業開発部長
2006年4月 当社営業本部副本部長
2010年6月 当社取締役
2012年4月 当社営業本部長（現任）
2014年6月 当社常務取締役
2019年4月 当社専務取締役（現任）
2020年4月 当社営業本部海外営業部長
2025年2月 当社経営企画室長（現任）
（重要な兼職の状況）
丸尾（上海）貿易有限公司 董事長

候補者番号

3

再任

もり した とし や
氏名 **森下俊哉**
(生年月日) (1960年5月28日生)

所有する当社株式の数 25,100株

取締役候補者とした理由

取締役として業務執行に関する意思決定や業務執行の監督の役割を果たし、長年にわたり生産技術・企画、研究部門を担当し、新製品の量産化に寄与するなど、豊富な経験と見識を有しております。これまでの常務取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
2005年4月 当社中央研究所長
2007年6月 当社取締役
2014年4月 当社技術本部長兼エンジニアリング部長
2017年6月 当社生産本部長（現任）
2018年4月 当社常務取締役（現任）
当社技術最高責任者（CTO）
2020年4月 当社RC推進室長（現任）

候補者番号

4

新任

氏名 まつ だ ひろ ゆき
松田 浩之

(生年月日) (1965年6月21日生)

所有する当社株式の数

0株

取締役候補者とした理由

株式会社みなと銀行では個人業務部長などの要職を歴任、当社入社後には管理本部長として業務効率化などに大きく寄与しております。これらの豊富な経験と実績を踏まえ、取締役就任により、当社の経営基盤強化及びコーポレートガバナンスの一層の向上に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年4月 株式会社兵庫相互銀行（現 株式会社みなと銀行） 入行
2019年4月 同行個人業務部長
2023年4月 当社へ出向 総務人事部長
2023年6月 当社管理本部長（現任）
兼総務人事部長
2024年4月 当社へ転籍 執行役員（現任）
2025年4月 当社経営企画室副室長（現任）

候補者番号

5

新任

氏名 かさ はら ひで みつ
笠原 英 充

(生年月日) (1969年11月29日生)

所有する当社株式の数

800株

取締役候補者とした理由

研究開発部門の製品開発の業務を担当し、製品開発に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。これまでの執行役員としての実績を踏まえ、取締役就任により、技術に関する重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年4月 当社入社
2022年4月 当社技術本部副本部長兼中央研究所長
2024年4月 当社執行役員（現任）
当社技術最高責任者（CTO）（現任）
2025年4月 当社技術本部長兼研究開発3部長（現任）

- (注) 1. 丸尾治男氏は、九州カルシウム（株）及び中国砷業（株）の代表取締役社長、深津秀郎氏は丸尾（上海）貿易有限公司の董事長を兼務しております。当社はこの3社との間に商品の仕入れ等の関係があります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| | |
|-------|----------------------|
| 候補者番号 | たに い みち ひろ |
| 1 | 氏名 谷井通宏 |
| 新任 | (生年月日) (1957年2月20日生) |

所有する当社株式の数 32,175株

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社では営業部門や管理部門で要職を担い、当社業務に関する幅広い経験と見識を有しております。これまでの当社の常勤監査役としての実績を踏まえ、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の強化に十分な役割を果たすことが期待できることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | |
|----------|-------------------|
| 1980年4月 | 当社入社 |
| 1998年12月 | 当社神戸営業所長 |
| 2003年9月 | 丸尾（上海）貿易有限公司総経理 |
| 2009年1月 | 当社中国事業統括部長 |
| 2009年6月 | 当社取締役 |
| 2018年4月 | 当社総務人事部長兼購買部長 |
| 2018年6月 | 当社執行役員 |
| 2018年9月 | 丸尾（上海）貿易有限公司董事長 |
| 2021年4月 | 当社管理本部長 当社財務部長 |
| 2023年6月 | 当社常勤監査役（現任） |

候補者番号

2

新任

氏名 ます だ ひろ あき
増田博明
(生年月日) (1954年2月5日生)

所有する当社株式の数 1,400株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社で取締役や監査役を歴任し、また、税理士として培われた豊富な財務知識と経験に基づき、客観的、中立的な立場から取締役の職務執行の監査を行っております。会計監査人から監査の情報を適宜情報収集するなど社外監査役としての役割を果たしております。こうした実績と経験を踏まえ、客観的、中立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っていただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | |
|----------|------------------|
| 1980年10月 | 東洋機械金属株式会社入社 |
| 2001年6月 | 同社経理部長 |
| 2004年4月 | 同社執行役員経理部長 |
| 2005年6月 | 同社取締役経理部長 |
| 2011年5月 | 東洋工機株式会社 代表取締役社長 |
| 2012年5月 | 東洋機械金属株式会社CSR本部長 |
| 2013年6月 | 同社常勤監査役 |
| 2017年6月 | 同社管理本部主幹 |
| 2019年6月 | 当社社外監査役（現任） |

候補者番号

3

新任

い し い た か あ き
氏 名 石井 隆明
(生年月日) (1956年6月15日生)

所有する当社株式の数

800株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関で代表取締役専務を務めるなど要職を歴任し、経営・財務に関する幅広い見識と経験を有しております。その豊富な経験に基づき、客観的、中立的な立場から取締役の職務執行の監査を行うなど社外監査役としての役割を果たしております。こうした実績と経験を踏まえ、客観的、中立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っていただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | |
|----------|---------------------------|
| 1980年 4月 | 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 |
| 2010年 3月 | 株式会社大正銀行（現 株式会社徳島大正銀行）顧問 |
| 2010年 6月 | 同行常務取締役 |
| 2014年 6月 | 同行代表取締役専務 |
| 2020年 1月 | 株式会社徳島大正銀行 代表取締役専務 |
| 2021年 6月 | 同行代表取締役専務退任 |
| 2022年 6月 | 当社社外監査役（現任） |

| | | | |
|-------|---|--------|---------------|
| 候補者番号 | 4 | 氏名 | 山本 聡 |
| 新任 | | (生年月日) | (1953年3月30日生) |

所有する当社株式の数 0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本ペイント株式会社のアジア事業の経営管理を行うなど、経営・海外実績において豊富な知識と経験を有しております。その豊富な経験に基づき、客観的、中立的な立場から取締役の職務執行の監査を行っていただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | |
|----------|---|
| 1976年 4月 | 日本ペイント株式会社入社 |
| 2005年 4月 | 同社執行役員 |
| 2011年 3月 | 同社退任 |
| 2011年 4月 | 日本ペイントマリン株式会社常務執行役員 |
| 2013年 3月 | 同社退任 |
| 2018年 4月 | NIPPON PAINT VIET NAM (HANOI) CO., LTD.顧問 |
| 2022年 8月 | 同社退任 |
| 2024年 4月 | 当社顧問（現任） |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増田博明氏、石井隆明氏及び山本 聡氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 なお、増田博明氏及び石井隆明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として指定し届け出る予定です。
 また、本議案において山本 聡氏の選任が承認可決された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 増田博明氏及び石井隆明氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって増田博明氏は7年、石井隆明氏は4年となります。
4. 当社は、谷井通宏氏、増田博明氏及び石井隆明氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、本議案において3氏の選任が承認可決された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。
 また、本議案において山本 聡氏の選任が承認可決された場合には、上記同様の責任限定契約を締結する予定です。

ご参考

取締役の多様性（第3、4号議案が承認された場合）

| 氏名 | 地位 | 独立役員 (社外のみ) | 経験領域(*) | | | | |
|------|-----------|----------------|--------------|---------------|--------------|----------|----------|
| | | | 会社経営 経営企画 | マーケティング 営業 | 研究開発 技術生産 | 財務 会計 | 人事 労務 |
| 丸尾治男 | 代表取締役社長 | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 深津秀郎 | 専務取締役 | | ○ | ○ | | | |
| 森下俊哉 | 常務取締役 | | | | ○ | | |
| 松田浩之 | 取締役 | | ○ | | | ○ | ○ |
| 笠原英充 | 取締役 | | | | ○ | | |
| 谷井通宏 | 常勤監査等委員 | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 増田博明 | 監査等委員(社外) | ○ | ○ | | | ○ | |
| 石井隆明 | 監査等委員(社外) | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 山本 聡 | 監査等委員(社外) | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |

(*) 上記一覧表は、対象者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 **久保眞治**
(生年月日) (1949年12月15日生)

所有する当社株式の数 2,400株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

エーエスペイント株式会社の取締役専務執行役員を務めるなど製造会社経営の豊富な知識と経験を有しており、また、社外監査役と適切に情報交換を行うなど、業務執行の監督に十分な役割を果たしております。客観的、中立的な立場から経営に対する監督を行っていただくことが期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

| | |
|---------|--------------------------|
| 1968年4月 | 日本ペイント株式会社入社 |
| 2002年4月 | 同社建設塗料部長 |
| 2007年4月 | エーエスペイント株式会社出向 |
| 2007年6月 | 同社取締役技術本部長 |
| 2008年6月 | 同社取締役執行役員 生産本部長兼技術本部長 |
| 2010年6月 | 同社取締役専務執行役員生産本部長 |
| 2013年6月 | 同社顧問 |
| 2014年6月 | 当社社外監査役 |
| 2022年6月 | 当社社外取締役（現任） |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保眞治氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 久保眞治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 久保眞治氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。同氏は、他に当社の監査役としての在任期間が8年あります。
5. 当社は、久保眞治氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- また、久保眞治氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、上記同様の責任限定契約を締結する予定です。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年6月26日開催の第71回定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

この取締役の報酬限度額には、これまでどおり、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものとしたいと存じます。

なお、当社における第78期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告44頁以下に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告44頁以下に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」へ、「監査役」としている部分は、「監査等委員である取締役」へ、及び「監査役会」としている部分を「監査等委員会」へ変更することを予定しており、実質的な変更はございません。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当社の現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額3,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」に記載のとおり、本総会終了後の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿って監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、かつ、当社の事業規模、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2019年6月26日開催の第71回定時株主総会において、当社取締役の報酬額について年額2億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）、当社監査役について年額3,000万円以内とご承認いただいております。また、2018年6月27日開催の第70回定時株主総会において、同取締役及び監査役に対し、上記の報酬枠とは別枠にて、取締役については年額6,000万円以内（うち社外取締役分は年額150万円以内）、監査役については年額500万円以内（うち社外監査役分は年額150万円以内）で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をいただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役についての譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠につきまして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とした株式報酬制度（年額6,000万円以内（うち社外取締役分は年額150万円以内）。以下「本制度」という。）として改めて設定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の報酬枠は、現在の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠と同様、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている金銭報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は2018年6月27日開催の第70回定時株主総会においてご承認をいただきました譲渡制限付株式報酬制度の内容と同一であり、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

本議案の内容は、その目的が上記のとおりであること、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び第7号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」に記載のとおり本総会終結後の取締役会において改定予定である、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき譲渡制限付株式報酬を支給するものであること、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、その内容は相当であるものと考えております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）でありますが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る対象取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、当社の対象取締役につき24,000株（うち社外取締役分600株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第9号議案

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載のとおり、当社取締役及び監査役の金銭報酬枠及び譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠についてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の監査役についての譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠につきまして、当社の監査等委員である取締役を対象とした株式報酬制度（年額500万円以内。以下「本制度」という。）として改めて設定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の報酬枠は、現在の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠と同様、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている金銭報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は監査等委員である社外取締役分の報酬枠を設定しないことを除き、2018年6月27日開催の第70回定時株主総会においてご承認をいただきました譲渡制限付株式報酬制度の内容と同一であり、監査等委員である取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

本議案の内容は、その目的が上記のとおりであること、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び第7号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」に記載のとおり本総会終結後の取締役会において改定予定である、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき譲渡制限付株式報酬を支給するものであること、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、その内容は相当であるものと考えております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、監査等委員である取締役に対し、監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各監査等委員である取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、監査等委員である取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、当社の監査等委員である取締役につき2,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける監査等委員である取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該監査等委員である取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた監査等委員である取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該監査等委員である取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の関税政策による景気の減速懸念に加え、長期化する中東、イラン状況の悪化による原油価格の高騰、中国では経済低迷やインフレ進行など不透明感が継続しています。

日本経済については、個人消費・設備投資の回復が支えとなり緩やかな拡大基調が継続しましたが米国関税政策、イラン状況の悪化による原油高、日中関係の悪化が下振れ要因として懸念されます。

このような経済情勢下、当社グループにおきましては原材料・物流コスト高騰に伴う販売価格の見直しにより売上確保に努めましたが、住宅関連や海外の売上が減少し、売上高は126億39百万円（前年同期比1.6%減）と前年同期比2億4百万円の減少となりました。損益面につきましては、価格改定と製造工程の見直しによる原価の削減、子会社の収益力回復により、営業利益は85百万円（前年同期は5百万円の利益）、経常利益は受取配当金・為替差益の増加により3億21百万円（前年同期比62.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は政策保有株式の売却益により2億93百万円（前年同期比97.5%増）となりました。

当連結会計年度における販売実績をグループ内での製造品、グループ外からの購入品の別及び品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別売上高（最近3年間の推移）

| 品 目 | | 第76期 | | 第77期 | | 第78期 (当連結会計年度) | |
|-------------------|-----------|---------------|--------------|---------------|--------------|-------------------|--------------|
| | | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 |
| | | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| | 化合炭酸カルシウム | 4,969 | 38.6 | 4,548 | 35.4 | 4,501 | 35.6 |
| | 重質炭酸カルシウム | 1,212 | 9.4 | 1,222 | 9.5 | 1,156 | 9.2 |
| | その他 | 4 | 0.0 | 42 | 0.3 | 5 | 0.0 |
| グループ内製造品合計 | | 6,186 | 48.0 | 5,813 | 45.2 | 5,663 | 44.8 |
| | 化合炭酸カルシウム | 142 | 1.1 | 128 | 1.0 | 127 | 1.0 |
| | 重質炭酸カルシウム | 2,822 | 21.9 | 2,741 | 21.4 | 2,674 | 21.2 |
| | その他 | 3,737 | 29.0 | 4,159 | 32.4 | 4,173 | 33.0 |
| グループ外購入品合計 | | 6,702 | 52.0 | 7,029 | 54.8 | 6,975 | 55.2 |
| 合 計 | | 12,889 | 100.0 | 12,843 | 100.0 | 12,639 | 100.0 |

(2) 設備投資の状況

当社グループは、安定した製品物性の確保、設備の合理化等を目的として、当連結会計年度において製造設備を中心に7億9百万円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）の設備投資を行いました。

(3) 資金調達状況

当社グループは、必要に応じて運転資金、設備資金を取引金融機関から調達しております。なお、当連結会計年度中の新たな調達は、長期借入金7億円であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善により、景気は緩やかに回復局面が続くと思われま。その一方で、米国の通商政策の影響は緩和されるものの、イラン情勢の影響による原油価格高騰の長期化が懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続くものと思われま。

このような情勢下、当社グループにおきましては、企業価値の維持向上・強靱化・社会貢献を目指して、以下の政策に取り組んでまいりま。

- ①AIを駆使して製品開発、生産方法、販路開拓を抜本的に見直し、令和の時代に適合した製造業となるため、収益向上を指標とした開発・生産・販売システムの確立を目指しま。
- ②2050年のカーボンニュートラル達成を既定路線とし、焼成技術の進化や工程の見直しを積極的に実施し、炭酸ガス排出量低減を実現するとともに、生産コストの低減に取り組んでまいりま。
- ③政策保有株の売却、自社株買い、収益性向上投資等「資本コストや株価を意識した経営」を進めてまいりま。
- ④M&Aや提携等を通じて国内外の企業と連携し、新たな市場・新たな用途の開拓に取り組みま。
- ⑤「働いて楽しい会社」を実現するため、職場環境・労働条件の改善を進めると共に、チャレンジすることを賞賛する文化、仲間を支えることを評価する文化、女性社員・外国人社員等多様な仲間の知恵を大事にする文化、共同体としてチームワークを発揮して大きな成果の実現を目指す文化等の醸成を通じ、「人」を大事にして、個人・企業双方の成長を目指す経営を進めてまいりま。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげま。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第75期 (2022.4～2023.3) | 第76期 (2023.4～2024.3) | 第77期 (2024.4～2025.3) | 第78期 (当連結会計年度) (2025.4～2026.3) |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 12,594 | 12,889 | 12,843 | 12,639 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 246 | 357 | 197 | 321 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円) | 117 | 249 | 148 | 293 |
| 1株当たり当期純利益 | 52円33銭 | 111円40銭 | 67円52銭 | 137円70銭 |
| 純 資 産 (百万円) | 9,700 | 9,987 | 10,208 | 10,291 |
| 総 資 産 (百万円) | 16,990 | 17,010 | 16,869 | 17,134 |
| 1株当たり純資産額 | 4,123円58銭 | 4,322円65銭 | 4,495円33銭 | 4,712円34銭 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当連結会計年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

| 名 称 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------|-------|---------|--------------|
| 九州カルシウム株式会社 | 20百万円 | 52.78% | 重質炭酸カルシウムの製造 |
| 丸尾（上海）貿易有限公司 | 68百万円 | 100.00% | 無機薬品及び機械の販売 |

- (注) 当社の連結子会社である東莞立丸奈米科技有限公司につきましては、2023年11月13日開催の取締役会において解散及び清算することを決議し、2025年7月17日付で同社の清算が終了いたしましたので、連結の範囲から除いております。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、合成樹脂、塗料、ゴムの機能性付与剤、薬品及び食品添加用などの各種炭酸カルシウムの製造販売を主たる事業としております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

①当社

| 名 称 | 所在地 |
|---------------|------------|
| 本社及び研究所 | 兵庫県明石市魚住町 |
| 東京営業所 | 東京都台東区 |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市熱田区 |
| 大阪営業所及び受注センター | 大阪府大阪市福島区 |
| 本社工場 | 兵庫県明石市魚住町 |
| 土山工場 | 兵庫県明石市二見町 |
| 土浦工場 | 茨城県稲敷郡阿見町 |

②子会社

| 名 称 | 所在地 |
|--------------|------------|
| 九州カルシウム株式会社 | 福岡県京都郡みやこ町 |
| 丸尾（上海）貿易有限公司 | 中華人民共和国上海市 |

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 239名 | 7名減 |

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 |
|------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,173百万円 |

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,355,200株
- (3) 株主数 1,274名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------|-----------|------------|
| 中国礪業株式会社 | 千株 249 | % 11.69 |
| 丸尾治男 | 167 | 7.85 |
| 山陽化学産業株式会社 | 114 | 5.35 |
| 丸尾政雄 | 92 | 4.33 |
| 今井一史 | 72 | 3.41 |
| 丸尾直子 | 54 | 2.57 |
| 中西電機工業株式会社 | 54 | 2.56 |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 51 | 2.41 |
| 丸尾カルシウム従業員持株会 | 46 | 2.19 |
| 深津秀郎 | 35 | 1.66 |

(注) 1. 持株比率は、自己株式数 (222,766株) を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 自己株式は、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|----------------|---------|--------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 13,600株 | 3名 |
| 社外取締役 | 400株 | 1名 |
| 監査役 | 1,200株 | 3名 |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告44頁「4. 会社役員に関する事項 (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2025年5月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類及び総数 当社普通株式 80,100株
- ・株式の取得価額の総額 107,334,000円
- ・取得日 2025年5月14日

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の状況

| | 発行決議日 | 新株予約権の個数 | 目的となる株式の種類及び数 (新株予約権1個につき200株) | 行使価額 (株式1株当たり) | 行使期間 |
|----------|----------------|----------|-----------------------------------|-------------------|------------------------------|
| 第1回新株予約権 | 2011年 8月4日 | 121個 | 普通株式 24,200株 | 1円 | 2011年8月27日から 2041年8月26日まで |
| 第2回新株予約権 | 2012年 6月28日 | 121個 | 普通株式 24,200株 | 1円 | 2012年7月18日から 2042年7月17日まで |
| 第3回新株予約権 | 2013年 8月6日 | 111個 | 普通株式 22,200株 | 1円 | 2013年8月23日から 2043年8月22日まで |
| 第4回新株予約権 | 2014年 6月27日 | 113個 | 普通株式 22,600株 | 1円 | 2014年7月16日から 2044年7月15日まで |
| 第5回新株予約権 | 2015年 6月26日 | 107個 | 普通株式 21,400株 | 1円 | 2015年7月16日から 2045年7月15日まで |
| 第6回新株予約権 | 2016年 6月28日 | 107個 | 普通株式 21,400株 | 1円 | 2016年7月16日から 2046年7月15日まで |
| 第7回新株予約権 | 2017年 6月28日 | 107個 | 普通株式 21,400株 | 1円 | 2017年7月15日から 2047年7月14日まで |

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役または監査役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って本新株予約権を行使することができるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、割当契約書に定めるところによるものとする。
3. 上記以外の権利行使の条件については、割当契約書に定めるところによるものとする。
4. 2016年10月1日を効力発生日として普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式数を、新株予約権1個につき200株に調整しております。

(2) 当事業年度の末日において当社の役員が保有している当社の新株予約権等

| | 新株予約権の個数 | 目的となる株式の種類及び数 (新株予約権1個につき200株) | 取締役 | | 社外取締役 | | 監査役 | |
|--------------|----------|-----------------------------------|------|-----|-------|----|------|----|
| | | | 保有人数 | 個数 | 保有人数 | 個数 | 保有人数 | 個数 |
| 第1回 新株予約権 | 25個 | 普通株式 5,000株 | 3名 | 25個 | 0名 | 0個 | 0名 | 0個 |
| 第2回 新株予約権 | 25個 | 普通株式 5,000株 | 3名 | 25個 | 0名 | 0個 | 0名 | 0個 |
| 第3回 新株予約権 | 25個 | 普通株式 5,000株 | 3名 | 25個 | 0名 | 0個 | 0名 | 0個 |
| 第4回 新株予約権 | 33個 | 普通株式 6,600株 | 3名 | 32個 | 1名 | 1個 | 0名 | 0個 |
| 第5回 新株予約権 | 33個 | 普通株式 6,600株 | 3名 | 32個 | 1名 | 1個 | 0名 | 0個 |
| 第6回 新株予約権 | 33個 | 普通株式 6,600株 | 3名 | 32個 | 1名 | 1個 | 0名 | 0個 |
| 第7回 新株予約権 | 33個 | 普通株式 6,600株 | 3名 | 32個 | 1名 | 1個 | 0名 | 0個 |

(注) 2016年10月1日を効力発生日として普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式数を、新株予約権1個につき200株に調整しております。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|--------|---|
| 代表取締役社長 | 丸尾 治 男 | 九州カルシウム株式会社代表取締役社長 中国砒業株式会社代表取締役社長 関係会社管掌 |
| 専務取締役 | 深津 秀 郎 | 営業本部長兼経営企画室長 丸尾（上海）貿易有限公司董事長 |
| 常務取締役 | 森下 俊 哉 | 生産本部長兼RC推進室長 |
| 取締役 | 久保 眞 治 | |
| 常勤監査役 | 谷井 通 宏 | |
| 監査役 | 増田 博 明 | |
| 監査役 | 石井 隆 明 | |

- (注) 1. 当社は、九州カルシウム（株）、中国砒業（株）、丸尾（上海）貿易有限公司との間に商品の仕入れ等の取引関係があります。
2. 取締役 久保眞治氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役 増田博明氏及び石井隆明氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役 増田博明氏は、他社での企業経営や、経理部門での要職を経験し、また税理士となる資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
また、監査役 石井隆明氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役 久保眞治氏並びに監査役 増田博明氏及び石井隆明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中における取締役の担当及び重要な兼職の変更は次のとおりであります。

| 氏名 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|--------|---|--|------------|
| 丸尾 治 男 | 九州カルシウム株式会社代表取締役社長 中国砒業株式会社代表取締役社長 関係会社管掌 | 九州カルシウム株式会社代表取締役社長 東莞立丸奈米科技有限公司董事長 中国砒業株式会社代表取締役社長 関係会社管掌 | 2025年7月17日 |

7. 2026年3月31日現在の執行役員の役職・担当業務は次のとおりであります。

| 氏名 | 役職・担当業務 |
|--------|---------------------------------|
| 柴田 洋 志 | 研究開発3部第5研究室長 |
| 坂口 茂 | テクニカルマーケティング部長 |
| 高垣 充 | 営業本部営業1部長兼市場開拓部長 |
| 笠原 英 充 | 技術最高責任者（C T O） 技術本部長兼研究開発3部長 |
| 植田 永一郎 | 生産本部副本部長兼土浦工場長 |
| 松田 浩 之 | 管理本部長兼経営企画室副室長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議し、その概要は、以下のとおりであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、代表取締役社長が独立社外取締役と協議のうえ決定されており、取締役会としてもその協議内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式により構成し、社外取締役については、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬としての譲渡制限付株式で構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役に対する基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に定められた役位別の基準に従い、月例の固定報酬とし、役位に応じて総合的に勘案して決定し、規程で定めた一定の期日に支給する。

3. 業績連動報酬等（金銭報酬）並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

社外取締役を除く取締役については、インセンティブを与え積極的な業務執行に資するため前連結会計年度の役員賞与引当金計上前の経常利益を指標とした計算式により求められる業績連動報酬である賞与を取締役会で決定し、役員報酬規程に定めた一定の期日に支給する。ただし、特別損益が多大になり当期利益額への影響額が大きい場合には、取締役会で別途協議し決定する。

取締役の業績連動報酬の限度額は、株主総会で承認された範囲内、非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、非金銭報酬の限度額は、株主総会で承認された範囲内で、社外取締役を含む取締役に株式報酬規程で定められた役位別の基準にしたがって配分し、一定の期日に付与する。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役社長が独立社外取締役と協議し決定した役位別基準額により決定した月額報酬額を基準に、役員報酬規程に定めた割合で業績連動報酬である賞与を支給する。非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、取締役会で定めた株式報酬規程で定められた割合で役位別に配分する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定及び委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議により授権を受けた代表取締役社長が独立社外取締役と協議のうえ役位別基準額を決定し、各取締役の月額報酬を決定する事とし、業績連動報酬である取締役の賞与は業績を踏まえ、役員報酬規程で定められたとおりに配分することを委任する。非金銭報酬である譲渡制限付株式は、株式報酬規程で定められた役位ごとに配分する。

②監査役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

監査役の報酬は、固定報酬としての月額報酬と、非金銭報酬としての譲渡制限付株式で構成する。株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定する。非金銭報酬である譲渡制限付株式は、株式報酬規程で定められた常勤、非常勤の別に配分する。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2019年6月26日開催の第71回定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役分3,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない）と決議されております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第70回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額6,000万円以内（うち社外取締役分150万円以内）、譲渡制限付株式の数の上限を年24,000株以内（うち社外取締役分600株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2019年6月26日開催の第71回定時株主総会において年額3,000万円以内（うち社外監査役分1,500万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第70回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額500万円以内（うち社外監査役分150万円以内）、譲渡制限付株式の数の上

限を年2,000株以内（うち社外監査役分600株以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議により授権を受けた代表取締役社長丸尾治男が独立社外取締役と協議のうえ取締役の個人別の報酬等の額を決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、代表取締役社長が独立社外取締役と協議のうえ決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | |
|--------------------|-----------------|------------------|--------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | 対象となる 役員の員数 (名) |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 103 (7) | 83 (7) | － (対象外) | 19 (0) | 5 (1) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 16 (7) | 14 (7) | 対象外 (対象外) | 1 (0) | 3 (2) |
| 合 計 (うち社外役員) | 119 (15) | 97 (14) | － (対象外) | 21 (1) | 8 (3) |

- (注) 1. 上記には、2025年6月26日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役相談役1名を含んでおりません。
2. 上記金額には、取締役5名、監査役3名に対する譲渡制限付株式のうち当事業年度に費用計上した額21百万円が含まれております。
3. 報酬等の総額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 業績連動報酬にかかる業績指標は前連結会計年度の役員賞与引当金計上前の経常利益であります。支給実績はありません。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業務向上に対する意識を高めるためには最も適切であると判断したからであります。当社の業績連動報酬は当該指標に役員報酬規程で定めた計算式により算定いたします。
5. 非金銭報酬の内容は譲渡制限付の当社普通株式であり、割当ての際の条件等は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告38頁「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|---------|--|
| 社外取締役 | 久 保 眞 治 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、他社での企業経営や、技術部門出身としての経験を基に、幅広い観点から活発な発言を行い、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能に大いに寄与されています。 |
| 社外監査役 | 増 田 博 明 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち16回、監査役会12回の全てに出席し、他社での企業経営や、経理部門での要職を経験し、税理士となる資格も有しており、その豊富な財務知識と経験を踏まえ、幅広い観点から活発な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 石 井 隆 明 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会12回の全てに出席し、他社での企業経営や金融機関で培われた財務・経営に関する専門的な知見に基づき、幅広い観点から活発な発言を行っております。 |

5 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

| | |
|---------------------------------------|-------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 18百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額 | －百万円 |
| 合計 | 18百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

18百万円

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 8,826,514 |
| 現金及び預金 | 2,651,179 |
| 受取手形 | 815,106 |
| 売掛金 | 3,656,724 |
| 商品及び製品 | 632,726 |
| 仕掛品 | 151,575 |
| 原材料及び貯蔵品 | 825,575 |
| その他 | 95,911 |
| 貸倒引当金 | △2,284 |
| 固定資産 | 8,308,443 |
| 有形固定資産 | 3,203,978 |
| 建物及び構築物 | 1,211,448 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,275,906 |
| 土地及び砵山用土地 | 637,831 |
| 建設仮勘定 | 22,407 |
| その他 | 56,383 |
| 無形固定資産 | 60,481 |
| 鉱業権 | 31,936 |
| その他 | 28,545 |
| 投資その他の資産 | 5,043,983 |
| 投資有価証券 | 4,720,620 |
| 繰延税金資産 | 13,470 |
| 投資不動産 | 228,405 |
| その他 | 84,852 |
| 貸倒引当金 | △3,365 |
| 資産合計 | 17,134,957 |

| 科目 | 金額 |
|--------------------|-------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 3,335,896 |
| 買掛金 | 1,941,093 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 594,964 |
| 未払金 | 415,370 |
| 未払法人税等 | 66,453 |
| 賞与引当金 | 175,750 |
| 役員賞与引当金 | 4,575 |
| その他 | 137,689 |
| 固定負債 | 3,507,340 |
| 長期借入金 | 1,823,061 |
| 繰延税金負債 | 813,285 |
| 退職給付に係る負債 | 820,438 |
| その他 | 50,555 |
| 負債合計 | 6,843,237 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 7,357,437 |
| 資本金 | 876,552 |
| 資本剰余金 | 440,674 |
| 利益剰余金 | 6,337,413 |
| 自己株式 | △297,203 |
| その他の包括利益累計額 | 2,691,315 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,468,648 |
| 為替換算調整勘定 | 222,667 |
| 新株予約権 | 30,009 |
| 非支配株主持分 | 212,958 |
| 純資産合計 | 10,291,720 |
| 負債純資産合計 | 17,134,957 |

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高 | | 12,639,007 |
| 売上原価 | | 10,444,430 |
| 売上総利益 | | 2,194,577 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,109,111 |
| 営業利益 | | 85,465 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 14,274 | |
| 受取配当金 | 126,753 | |
| 受取保険金 | 798 | |
| 不動産賃貸料 | 68,776 | |
| 助成金収入 | 16,758 | |
| 為替差益 | 25,578 | |
| その他 | 6,750 | 259,691 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 19,129 | |
| 減価償却費 | 3,296 | |
| その他 | 1,444 | 23,870 |
| 経常利益 | | 321,286 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 75,000 | |
| 固定資産売却益 | 3,594 | 78,594 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 7,243 | |
| 特別退職金 | 11,041 | 18,284 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 381,596 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 86,491 | |
| 法人税等調整額 | △2,554 | 83,937 |
| 当期純利益 | | 297,658 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 4,152 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 293,506 |

(注) 連結計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 7,790,437 |
| 現金及び預金 | 1,791,627 |
| 受取手形 | 812,507 |
| 売掛金 | 3,599,520 |
| 商品及び製品 | 627,681 |
| 仕掛品 | 129,927 |
| 原材料及び貯蔵品 | 778,278 |
| 前払費用 | 29,870 |
| その他 | 23,284 |
| 貸倒引当金 | △2,259 |
| 固定資産 | 8,209,418 |
| 有形固定資産 | 3,132,704 |
| 建物 | 1,099,663 |
| 構築物 | 88,975 |
| 機械及び装置 | 1,231,938 |
| 車両運搬具 | 9,919 |
| 工具、器具及び備品 | 51,657 |
| 砵山用土地 | 22,822 |
| 土地 | 605,754 |
| 建設仮勘定 | 21,972 |
| 無形固定資産 | 43,402 |
| 鉱業権 | 31,936 |
| ソフトウェア | 8,702 |
| その他 | 2,763 |
| 投資その他の資産 | 5,033,311 |
| 投資有価証券 | 4,644,200 |
| 関係会社株式 | 11,500 |
| 出資金 | 2,750 |
| 関係会社出資金 | 68,490 |
| 長期前払費用 | 7,976 |
| 投資不動産 | 228,405 |
| その他 | 73,354 |
| 貸倒引当金 | △3,365 |
| 資産合計 | 15,999,856 |

| 科目 | 金額 |
|----------------|-------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 3,329,943 |
| 買掛金 | 1,976,869 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 594,964 |
| 未払金 | 400,995 |
| 未払費用 | 106,277 |
| 未払法人税等 | 66,271 |
| 前受金 | 1,000 |
| 前受収益 | 4,016 |
| 預り金 | 8,893 |
| 賞与引当金 | 164,950 |
| 役員賞与引当金 | 4,575 |
| その他 | 1,130 |
| 固定負債 | 3,418,629 |
| 長期借入金 | 1,823,061 |
| 繰延税金負債 | 749,014 |
| 退職給付引当金 | 807,922 |
| 長期未払金 | 22,000 |
| その他 | 16,631 |
| 負債合計 | 6,748,572 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 6,751,993 |
| 資本金 | 876,552 |
| 資本剰余金 | 440,674 |
| 資本準備金 | 440,674 |
| 利益剰余金 | 5,731,970 |
| 利益準備金 | 184,475 |
| その他利益剰余金 | 5,547,495 |
| 固定資産圧縮積立金 | 58,970 |
| 別途積立金 | 2,609,100 |
| 繰越利益剰余金 | 2,879,424 |
| 自己株式 | △297,203 |
| 評価・換算差額等 | 2,469,280 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,469,280 |
| 新株予約権 | 30,009 |
| 純資産合計 | 9,251,283 |
| 負債純資産合計 | 15,999,856 |

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|---------|------------|
| 売上高 | | 12,295,593 |
| 売上原価 | | 10,267,944 |
| 売上総利益 | | 2,027,649 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,955,911 |
| 営業利益 | | 71,738 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2,353 | |
| 受取配当金 | 125,878 | |
| 受取保険金 | 798 | |
| 不動産賃貸料 | 69,704 | |
| 助成金収入 | 13,200 | |
| 為替差益 | 28,260 | |
| その他 | 5,944 | 246,140 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 18,932 | |
| 減価償却費 | 3,296 | |
| その他 | 729 | 22,958 |
| 経常利益 | | 294,920 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 75,000 | |
| 固定資産売却益 | 561 | |
| 子会社清算益 | 17,352 | 92,914 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 7,135 | 7,135 |
| 税引前当期純利益 | | 380,699 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 85,943 | |
| 法人税等調整額 | △10,720 | 75,222 |
| 当期純利益 | | 305,476 |

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

丸尾カルシウム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸尾カルシウム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸尾カルシウム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

丸尾カルシウム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀 康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸尾カルシウム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

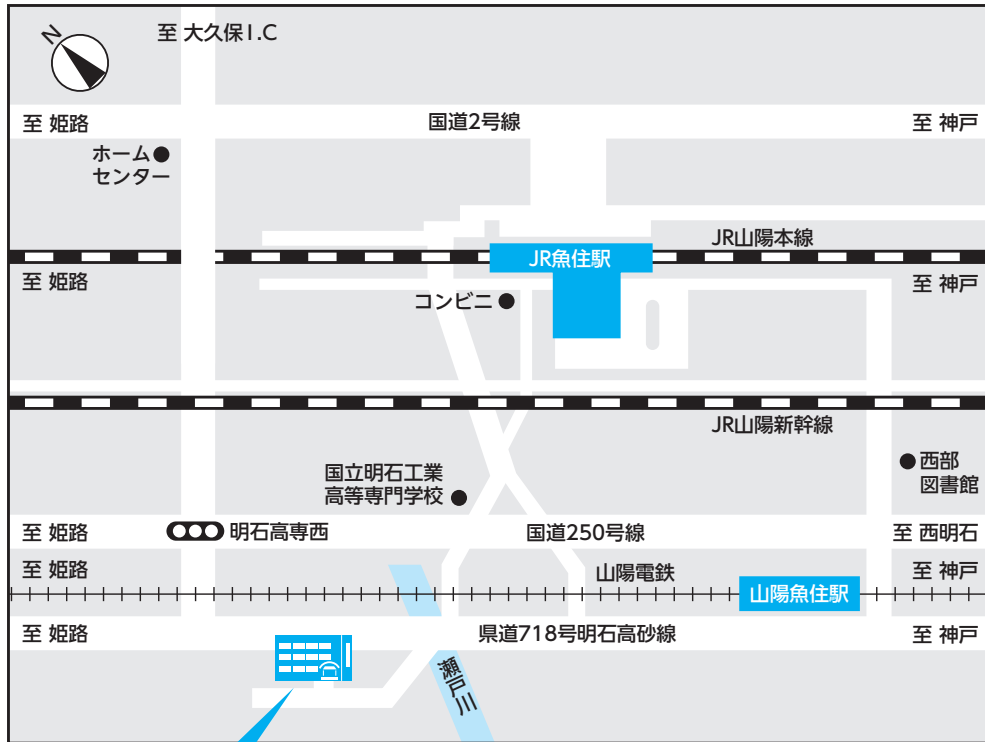
丸尾カルシウム株式会社 監査役会

常勤監査役 谷井通宏 ㊞

社外監査役 増田博明 ㊞

社外監査役 石井隆明 ㊞

株主総会会場のご案内図



兵庫県明石市魚住町西岡1455番地
丸尾カルシウム株式会社
事務棟 3階会議室
電話：(078) 942-2112 (代表)

JR「魚住駅」

南口より徒歩約18分

山陽電鉄「山陽魚住駅」

より徒歩約8分

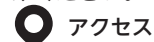
※駐車場も準備させていただきます。

※ 当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

丸尾カルシウム株式会社
<https://www.maruo-cal.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

